

第 8 期吹田健やか年輪プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）案 パブリックコメント案からの修正案一覧

第 1 章 第 8 期計画の概要

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第 4 回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
1	文言修正	3	<p>(1) 計画策定の機関 学識経験者、市内の社会福祉を目的とする団体又は公共団体の代表者、介護保険事業又はその他の高齢者の福祉に関する事業に従事する者を委員とする「吹田市社会福祉審議会」に対し、計画策定の諮問を行いました。吹田市社会福祉審議会に設置した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会（以下、本分科会という。）」において調査審議を行いました。（後略）</p>	3	<p>(1) 計画策定の機関 社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者を委員とする「吹田市社会福祉審議会」に対し、計画策定の諮問を行いました。吹田市社会福祉審議会に設置した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会（以下、本分科会という。）」において調査審議を行いました。（後略）</p>
2	文言修正	4	<p>(3) 市民意見の聴取 本計画の策定にあたっては、「吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会」における市民や介護サービス事業者の意見、実態調査（令和元年度（2019年度））における被保険者の意見とともに、介護サービス事業者へのアンケート調査やパブリックコメントを実施して市民意見等を聴取し、計画策定に反映させました。</p>	4	<p>(3) 市民意見等の聴取 本計画の策定にあたっては、「吹田市社会福祉審議会高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会」における市民や介護サービス事業者の意見、実態調査（令和元年度（2019年度））における被保険者の意見とともに、介護サービス事業者へのアンケート調査や市民意見聴取（パブリックコメント）を実施し、計画策定に反映させました。</p>
3	コラム追加	—	—	6	コラム 1 何歳からが「高齢者」？ 追加

第2章 高齢者を取り巻く状況～現状、傾向、推計～

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
4	文言修正	8	<p>③ 年齢別人口の推計 将来人口の推計をみると、総人口は今後も増加傾向にあり、令和5年（2023年）では378,603人と、令和2年（2020年）から3,081人増加する見込みとなっています。その後も増加は続き、令和7年（2025年）では379,905人となっていますが、令和22年（2040年）では376,374人と減少しています。 （中略） 総人口に占める65歳以上の割合は、向こう6年は横ばいで推移しますが、総人口に占める75歳以上の割合は微増傾向で推移する見込みです。</p>	9	<p>③ 年齢別人口及び割合の推計 将来人口の推計をみると、総人口は今後も増加傾向にあり、令和5年（2023年）では378,603人と、令和2年（2020年）から3,081人増加する見込みとなっています。その後も増加は続き、令和7年（2025年）では379,905人となっていますが、令和22年（2040年）では376,374人と減少の見込みです。 （中略） 総人口に占める65歳以上の割合は、令和3年（2021年）から令和8年（2026年）までは横ばいで推移しますが、総人口に占める75歳以上の割合は微増傾向で推移する見込みです。 ・表タイトル及びグラフ軸を修正 ・コーホート変化率法の説明を用語集に集約し削除</p>
5	文言修正	9	<p>④ 65歳以上人口及び構成割合の推移</p>	10	<p>④ 65歳以上人口及び割合の推移 ・グラフ凡例を修正</p>
6	文言修正 グラフ修正	10	<p>⑤ 65歳以上の人口及び割合の推計 65歳以上の人口の推移をみると、65～74歳は令和4年（2022年）以降減少傾向、75歳以上は今後も増加傾向となり、令和5年（2023年）では65～74歳が38,640人、75歳以上が51,442人となっています。 65歳以上の人口に占める65～74歳、75歳以上の割合は今後差が開き続け、令和8年（2026年）では75歳以上が61.5%となっていますが、令和22年（2040年）には令和3年（2021年）と同程度の割合に戻る見込みとなっています。</p>	11	<p>⑤ 65歳以上人口及び割合の推計 65歳以上人口の推移をみると、令和3年（2021年）以降、65～74歳は減少傾向、75歳以上は増加傾向となり、令和5年（2023年）では65～74歳が38,640人、75歳以上が51,442人となっています。 65歳以上人口に占める65～74歳、75歳以上の割合は今後差が開き続け、令和8年（2026年）では65歳以上人口に占める65～74歳、75歳以上の割合の差が23.0ポイントとなっていますが、令和22年（2040年）には4.6ポイントにまで縮小する見込みとなっています。 ・グラフ修正</p>

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
7	文言修正 グラフ修正	11	⑥ 平成22年の年齢別人口を100とした場合の推移 平成22年（2010年）の人口を100とした推移をみると、85歳以上の人口が大きく増加し、令和22年（2040年）には平成22年（2010年）の約3.7倍になると見込まれます。	12	⑥ 平成27年（2015年）の年齢別人口を100とした場合の推移及び推計 平成27年（2015年）の人口を100とした推移をみると、85歳以上人口が大きく増加し、令和22年（2040年）には平成27年（2015年）の約2.7倍になると見込まれます。 ・グラフタイトル及び数値等を合わせて修正
8	文言追加	11	⑦ 人口ピラミッドによる推計 人口ピラミッドによる推計をみると、平成27年（2015年）から令和22年（2040年）にかけて、徐々に逆ピラミッド型となることが見込まれます。	12	⑦ 人口ピラミッドによる推計 人口ピラミッドによる推計をみると、平成27年（2015年）から令和22年（2040年）にかけて膨らみが上方にシフトし、徐々に逆ピラミッド型となることが見込まれます。
9	文言追加	13	⑨ 総人口に占める65歳以上の人口の割合の比較 総人口に占める65歳以上の人口の割合をみると、吹田市は、全国、府と比べて低くなっています。平成27年（2015年）から令和2年（2020年）にかけての伸び率も、全国と府を下回っています。	14	⑨ 総人口に占める65歳以上人口の割合の比較 総人口に占める65歳以上人口の割合をみると、吹田市は、全国、大阪府と比べて低くなっています。平成27年（2015年）から令和2年（2020年）にかけての伸び率も、全国と大阪府を下回っています。 ・表タイトル及びグラフを修正
10	文言修正	14	(2) サービス整備圏域別65歳以上人口の推移 サービス整備圏域別人口の推移をみると、JR以南地域、片山・岸部地域を除いて総人口、65歳以上の人口ともに増加傾向で推移しています。 65歳以上の割合は、千里山・佐井寺地域、山田・千里丘地域で微増傾向、その他の地域では横ばいで推移しています。	15	(2) サービス整備圏域別人口の推移及び推計 第8期計画期間におけるサービス整備圏域別人口の推移及び推計をみると、令和7年（2025年）までは各圏域において総人口、65歳以上人口ともに概ね増加傾向となりますが、山田・千里丘地域の65歳以上人口は令和4年（2021年）から令和7年（2025年）にかけて微減します。 ・表タイトル修正
11	グラフ修正	15	—	16	・グラフを棒グラフに修正 ・グラフタイトル修正

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
12	文言修正 表・グラフ修正	16	<p>① 65歳以上の方がいる世帯数の推移 (中略) 65歳以上の方を含む世帯についても増加傾向にあり、平成27年（2015年）では56,197世帯と、平成12年（2000年）の47,273世帯から8,924世帯増加しています。また、平成27年（2015年）では65歳以上の独居世帯は18,324世帯、夫婦のみの世帯は15,605世帯となっています。 一般世帯に占める独居世帯の割合も年々上昇し、平成27年（2015年）では10.9%となっています。</p>	17	<p>① 65歳以上の方がいる世帯数の推移 (中略) 65歳以上の方を含む世帯についても増加傾向にあり、平成27年（2015年）では56,197世帯と、平成12年（2000年）の47,273世帯から8,924世帯増加しています。また、平成27年（2015年）では65歳以上の<u>単身世帯</u>は18,324世帯、夫婦のみの世帯は15,605世帯となっています。 一般世帯に占める<u>単身世帯</u>の割合も年々上昇し、平成27年（2015年）では10.9%となっています。 ・表及びグラフを修正</p>
13	文言修正 グラフ修正	18	<p>③ サービス整備圏域別世帯数の推移 サービス整備圏域別世帯数の推移をみると、65歳以上のみで構成される世帯数は、JR以南地域、千里NT・万博・阪大地域を除き増加傾向にあります。また、65歳以上の<u>独居世帯数</u>は、いずれの地域も増加傾向にあります。</p>	19	<p>③ サービス整備圏域別世帯数の推移 サービス整備圏域別世帯数の推移をみると、65歳以上のみで構成される世帯数は、JR以南地域、千里ニュータウン・万博・阪大地域を除き増加傾向にあります。また、65歳以上の<u>単身世帯数</u>は、いずれの地域も増加傾向にあります。 ・グラフ凡例を修正、単位を追加</p>
14	文言修正 グラフ修正	19	<p>(4) 吹田市の健康寿命（65歳未満も含む） 吹田市の健康寿命は平成29年（2017年）には男性が80.8歳、女性が84.8歳と、平成25年（2013年）の健康寿命に比べて伸びています。また、平成29年（2017年）の健康寿命は、全国、府と比べて長くなっています。</p>	20	<p>(4) 吹田市の*健康寿命（65歳未満も含む） 吹田市の健康寿命は平成30年（2018年）には男性が81.0歳、女性が84.8歳と、平成26年（2014年）の健康寿命に比べて伸びています。また、平成30年（2018年）の健康寿命は、全国、府と比べて長くなっています。 ・グラフを平成26年（2014年）から平成30年（2018年）に修正、※部分を修正</p>

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
15	用語説明削除 グラフ修正	20、21	高齢クラブ 「仲間がほしい、何か社会のために役立ちたい。」などの願いを持つ、おおむね60歳以上の方が自分たちの手で結成し、運営しているクラブです。レクリエーションやスポーツ、地域・社会奉仕活動などを行っています。	21	用語説明削除 （資料編内、用語説明に集約） ・自治会加入率 グラフ単位修正
16	用語説明削除 表・グラフ修正	22	地区福祉委員会 「住民同士が助けあい、支えあえる住みよいまち」をめざし、おおむね小学校区単位で組織されている、地域で生活している住民による活動団体です。 ●いきいきサロン おおむね65歳以上の高齢者を対象に茶話会やレクリエーションなどを行っています。 ●ふれあい昼食会 地域のひとり暮らし高齢者を対象とした昼食会です。	22	用語説明削除 （資料編内、用語説明に集約） ・表単位及びグラフタイトルの修正
17	グラフ修正	23	(4) 高齢者生きがい活動センター等 平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）にかけての高齢者生きがい活動センター等の推移をみると、高齢者いこいの間延べ利用者数及び高齢者いこいの家の延べ利用者数は <u>ほぼ横ばいで推移している一方</u> 、高齢者生きがい活動センター延べ利用者数は <u>減少傾向にあります</u> 。	23	(4) 高齢者生きがい活動センター等 平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）にかけての高齢者生きがい活動センター等の推移をみると、高齢者いこいの間延べ利用者数及び高齢者いこいの家の延べ利用者数は <u>増加傾向にある一方</u> 、高齢者生きがい活動センター延べ利用者数は <u>減少傾向にあります</u> 。 ・グラフから表に変更
18	文言修正 グラフ修正	24	(6) 就業者数 <u>就業者数の推移をみると</u> 、増加傾向にあり、平成27年（2015年）では17,021人と、平成12年（2000年）の8,301人から8,720人増加しています。	24	(6) 就業状況 <u>65歳以上の方の就業状況をみると</u> 増加傾向にあり、平成27年（2015年）では17,021人と、平成12年（2000年）の8,301人から8,720人増加しています。 ・グラフタイトル修正

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）			
		ページ	現行	ページ	修正案		
19	文言修正 グラフ修正 用語説明削除	25	<p>(7) シルバー人材センター シルバー人材センターの会員数の推移をみると、増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）では2,050人と、平成27年度（2015年度）の1,784人から266人増加しています。（略）</p> <table border="1"> <tr> <td>シルバー人材センター</td> <td>高齢者である会員向けに仕事を受託して提供する組織です。</td> </tr> </table>	シルバー人材センター	高齢者である会員向けに仕事を受託して提供する組織です。	25	<p>(7) 公益社団法人*シルバー人材センター 公益社団法人シルバー人材センター会員数の推移をみると、増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）では2,050人と、平成27年度（2015年度）の1,784人から266人増加しています。（略） ・グラフタイトル及び内容を修正（平成27年度（2015年度）部分のみ） 用語説明削除 （資料編内、用語説明に集約）</p>
シルバー人材センター	高齢者である会員向けに仕事を受託して提供する組織です。						
20	コラム追加	25	—	25	コラム3 地域を支える会員 シルバー人材センター — 追加		
21	新規追加	—	—	26	3 介護人材にかかる受給推計 追加 コラム4 吹田市における介護現場の状況 追加		
22	見出し番号修正 文言修正	26	<p>3 支援を必要とする方々 (1) 要支援・要介護認定者数の推移 要支援・要介護認定者数は、増加傾向にあり、令和2年（2020年）9月末日現在17,062人で、令和7年（2025年）には19,993人になると見込んでいます。</p> <p>(2) 認定率の推移</p> <p>(3) サービス整備圏域別の認定者の状況 サービス整備圏域別でみると、令和2年（2020年）の要支援・要介護認定者数は、千里ニュータウン・万博・阪大地域が4,242人で最も多く、認定率はJR以南地域が23.4%と最も高い割合となっています。令和7年（2025年）には、千里ニュータウン・万博・阪大地域の認定者が4,809人で最も多く、認定率はJR以南地域が27.4%で最も高い割合です。</p>	27	<p>4 支援を必要とする方々 (1) 要支援・要介護認定者数の推移及び推計 要支援・要介護認定者数は、増加傾向にあり、令和2年（2020年）9月末日現在17,095人で、令和7年（2025年）には20,018人になると見込んでいます。</p> <p>(2) 認定率の推移及び推移</p> <p>(3) サービス整備圏域別の認定者の推移及び推計 サービス整備圏域別でみると、令和2年（2020年）の要支援・要介護認定者数は、千里ニュータウン・万博・阪大地域が4,326人で最も多く、認定率はJR以南地域が23.8%と最も高い割合となっています。令和7年（2025年）には、千里ニュータウン・万博・阪大地域の認定者が5,065人で最も多く、認定率はJR以南地域が27.3%で最も高い割合です。</p>		

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
23	文言修正	26	<p>(4) 介護予防・日常生活支援総合事業～「高齢者安心・自信サポート事業」と「吹田市民はつらつ元気大作戦」～の状況</p> <p>また、65歳以上の高齢者を対象に、1人でも多くの方に主体的に介護予防活動に取り組み、健康寿命を伸ばしていただけるよう、平成29年度（2017年度）から取組を再編・拡充し、「吹田市民はつらつ元気大作戦」として展開しています。</p>	27	<p>(4) 介護予防・日常生活支援総合事業～「高齢者安心・自信サポート事業」と「吹田市民はつらつ元気大作戦」～の状況</p> <p>また、65歳以上の高齢者を対象に、1人でも多くの方に主体的に介護予防活動に取り組み、健康寿命を伸ばしていただけるよう、平成29年度（2017年度）から介護予防事業を再編・拡充し、「吹田市民はつらつ元気大作戦」として展開しています。</p> <p>・参照ページ追加</p>
24	文言修正 グラフ修正	27	<p>① 認知症の人の推移</p> <p>要支援・要介護認定者（第2号被保険者を含む）に占める認知症自立度Ⅱ以上の人数の推移をみると、増加傾向にあり、令和元年（2019年）では9,160人と、平成27年（2015年）から1,215人増加しています。</p>	28	<p>① 認知症の人の推移</p> <p>要支援・要介護認定者（第2号被保険者を含む）に占める認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年（2020年）では9,047人と、平成27年（2015年）から1,102人増加しています。</p> <p>・グラフタイトル等を修正</p>
25	文言修正	28	<p>② 認知症の人の推計</p> <p>認知症自立度Ⅱ以上の方の推計をみると、増加傾向にあり、令和7年（2025年）では10,868人と、令和元年（2019年）の9,160人から1,078人増加しています。</p>	29	<p>② 認知症の人の推計</p> <p>認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方の推計をみると、増加傾向にあり、令和7年（2025年）では10,394人と、令和2年（2020年）の9,047人から1,347人増加しています。</p> <p>・グラフ数値を修正</p>
26	グラフ修正	29	<p>③ 生活場所別の認知症の人数</p> <p>生活場所別の令和2年（2020年）の認知症の人数をみると、施設よりも在宅の方が多く、施設の29.1%に対し、在宅は70.8%でした。施設の内訳をみると、特別養護老人ホームが最も多く、13.9%でした。</p>	30	<p>③ 生活場所別の認知症の人数</p> <p>生活場所別の令和2年（2020年）の認知症の人数をみると、施設よりも在宅の方が多く、施設の29.2%に対し、在宅は70.8%でした。施設の内訳をみると、特別養護老人ホームが最も多く、13.9%でした。</p> <p>グラフタイトル、数値を修正</p>

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）			
		ページ	現行	ページ	修正案		
27	グラフ修正	30	① 成年後見審判（法定後見）の市長申し立て	31	① 成年後見審判（法定後見）の市長申し立て ・グラフを棒グラフに変更		
28	文言追加 用語説明削除	30	② 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度利用支援事業の実績をみると、いずれの項目も増加傾向にあります。 <table border="1" data-bbox="577 467 1254 608"> <tr> <td>成年後見制度 利用支援事業</td> <td>後見開始の審判等の請求に要する費用（請求費）や、後見人等への報酬費用（報酬費）を助成する制度です。資産要件があります。</td> </tr> </table>	成年後見制度 利用支援事業	後見開始の審判等の請求に要する費用（請求費）や、後見人等への報酬費用（報酬費）を助成する制度です。資産要件があります。	31	② *成年後見制度利用支援事業 成年後見制度利用支援事業の実績をみると、令和元年度（2019年度）の申立及び報酬助成件数は46件、相談件数は1,139件、申立費用及び報酬助成額は8,227,513円となっており、いずれの項目も平成27年度（2015年度）に比べて増加傾向にあります。 ・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約）
成年後見制度 利用支援事業	後見開始の審判等の請求に要する費用（請求費）や、後見人等への報酬費用（報酬費）を助成する制度です。資産要件があります。						
29	文言修正 用語説明削除 グラフ修正	31	③ 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会） <table border="1" data-bbox="577 683 1254 858"> <tr> <td>日常生活自立 支援事業</td> <td>判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用補助、日常の金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を提供します。</td> </tr> </table>	日常生活自立 支援事業	判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用補助、日常の金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を提供します。	32	③ *日常生活自立支援事業（社会福祉法人吹田市*社会福祉協議会） ・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約） ・グラフ出典元の修正
日常生活自立 支援事業	判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用補助、日常の金銭管理サービス、書類等預かりサービス等を提供します。						
30	文言修正	31	④ 高齢者虐待の相談・通報 高齢者虐待の相談・通報件数の推移をみると、平成28年度（2016年度）をピークにその後減少傾向にあり、令和元年度（2019年度）では相談・通報の受理件数が69件、うち虐待ありと判断したケースは53件となっています。	32	④ 高齢者虐待の相談・通報 高齢者虐待の相談・通報の受理件数の推移をみると、平成28年度（2016年度）をピークにその後減少傾向にあり、令和元年度（2019年度）では相談・通報の受理件数が69件、うち虐待ありと判断したケースは53件となっています。 ・グラフタイトル修正、グラフ単位修正		

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）			
		ページ	現行	ページ	修正案		
31	文言修正 グラフ修正	32	<p>(7) 生活保護を受給している世帯 生活保護受給世帯の推移をみると、生活保護を受給している全世帯数は減少傾向にあり、令和元年度（2019年度）では4,252世帯と、平成27年度（2015年度）の4,411世帯から159世帯減少しています。 一方で、そのうち65歳以上のみで構成される世帯数は増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）では2,266世帯と、平成27年度（2015年度）の2,121世帯から145世帯増加しています。全世帯数に占める割合も年々上昇し、令和元年度（2019年度）では53.3%となっています。</p>	33	<p>(7) 生活保護を受給している世帯 生活保護受給世帯の推移をみると、生活保護を受給している世帯数は微減傾向にあり、令和元年度（2019年度）では4,252世帯と、平成27年度（2015年度）の4,411世帯から159世帯減少しています。 一方で、そのうち65歳以上のみで構成される世帯数は微増傾向にあり、令和元年度（2019年度）では2,266世帯と、平成27年度（2015年度）の2,121世帯から145世帯増加しています。全世帯数に占める割合も年々上昇し、令和元年度（2019年度）では53.3%となっています。 ・グラフ凡例修正</p>		
32	文言修正 グラフ修正	32	<p>(8) 障がい者手帳所持者数 障がい者手帳所持者数をみると、うち65歳以上の高齢者は、身体障がい者が9,894人、知的障がい者が149人、精神障がい者が473人となっています。</p>	33	<p>(8) 障がい者手帳所持者数 障がい者手帳所持者数のうち65歳以上の方は、身体障がい者手帳の所持者数が9,894人、療育手帳の所持者数が149人、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数が473人となっています。 ・グラフ数値及び凡例修正</p>		
33	グラフ修正	33	<p>(9) 救急搬送 —</p>	34	<p>(9) 救急搬送 ・グラフ凡例を修正</p>		
34	見出し番号修正	34	<p>4 地域での支援体制</p>	35	<p>5 地域での支援体制</p>		
35	文言追加 グラフ修正 用語説明削除	34	<p>(1) 民生委員・児童委員 民生委員・児童委員の人数をみると、過去5年間に<u>おいて横ばいで推移しています。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">民生委員・児童委員</td> <td>民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、地域福祉の向上のため、相談・支援を行うボランティアです。</td> </tr> </table>	民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、地域福祉の向上のため、相談・支援を行うボランティアです。	35	<p>(1) *民生委員・児童委員 民生委員・児童委員の人数をみると、過去5年間で<u>ほぼ横ばいとなっており、令和元年度（2019年度）は499人となっています。</u> ・グラフを棒グラフに変更 ・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約）</p>
民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤の地方公務員で、地域福祉の向上のため、相談・支援を行うボランティアです。						

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）			
		ページ	現行	ページ	修正案		
36	文言追加 グラフ修正 用語説明削除	34	<p>(2) 介護相談員 介護相談員についてみると、登録者数は過去5年間でほぼ横ばいとなっています。</p> <table border="1"> <tr> <td>介護相談員</td> <td>介護施設等を訪問し、利用者や家族の声を聞き、その声を施設に伝えます。</td> </tr> </table>	介護相談員	介護施設等を訪問し、利用者や家族の声を聞き、その声を施設に伝えます。	35	<p>(2) *介護相談員 介護相談員についてみると、登録者数は過去5年間でほぼ横ばいとなっており、令和元年度（2019年度）は27人となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラフを棒グラフに変更 ・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約）
介護相談員	介護施設等を訪問し、利用者や家族の声を聞き、その声を施設に伝えます。						
37	グラフ修正 用語説明削除	35	<p>(3) 介護支援サポーター</p> <table border="1"> <tr> <td>介護支援サポーター</td> <td>介護保険施設や病院等で、さまざまなサポート活動を行います。活動に対するポイントを付与され、介護保険料の支払等に充てることができます。</td> </tr> </table>	介護支援サポーター	介護保険施設や病院等で、さまざまなサポート活動を行います。活動に対するポイントを付与され、介護保険料の支払等に充てることができます。	36	<p>(3) *介護支援サポーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラフを棒グラフに変更 ・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約）
介護支援サポーター	介護保険施設や病院等で、さまざまなサポート活動を行います。活動に対するポイントを付与され、介護保険料の支払等に充てることができます。						
38	グラフ修正 用語説明削除	35	<p>(4) 介護予防推進員</p> <table border="1"> <tr> <td>介護予防推進員</td> <td>ひろばde体操や地域で介護予防の取組を主体的に行うなど、市主催の介護予防事業を応援するボランティアです。</td> </tr> </table>	介護予防推進員	ひろばde体操や地域で介護予防の取組を主体的に行うなど、市主催の介護予防事業を応援するボランティアです。	36	<p>(4) *介護予防推進員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラフを棒グラフに変更 ・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約）
介護予防推進員	ひろばde体操や地域で介護予防の取組を主体的に行うなど、市主催の介護予防事業を応援するボランティアです。						
39	文言修正 グラフ修正 用語説明削除	36	<p>(5) 認知症サポーター 認知症サポーター養成講座についてみると、開催回数は減少傾向にある一方、養成講座受講者数は増加傾向にあります。</p> <table border="1"> <tr> <td>認知症サポーター</td> <td>認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る人です。オレンジ色のリストバンドがサポーターの印です。</td> </tr> </table>	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る人です。オレンジ色のリストバンドがサポーターの印です。	37	<p>(5) *認知症サポーター 認知症サポーター養成講座についてみると、令和元年度（2019年度）の開催回数は平成27年度（2015年度）に比べて26回減少している一方、養成講座受講者数は12,785人増加しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラフを一部棒グラフに変更 ・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約）
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を見守る人です。オレンジ色のリストバンドがサポーターの印です。						
40	文言修正 グラフ修正	36	<p>(6) 認知症キャラバン・メイト 認知症キャラバン・メイトの登録者数をみると、増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）は275人と、平成27年度（2015年度）の219人と比べて56人増加しています。</p> <table border="1"> <tr> <td>認知症キャラバン・メイト</td> <td>認知症サポーター養成講座の講師役となって認知症サポーターの育成を行うボランティアです。</td> </tr> </table>	認知症キャラバン・メイト	認知症サポーター養成講座の講師役となって認知症サポーターの育成を行うボランティアです。	37	<p>(6) *認知症キャラバン・メイト 認知症キャラバン・メイト登録者数をみると、増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）は275人と、平成27年度（2015年度）の219人と比べて56人増加しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラフを棒グラフに変更 ・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約）
認知症キャラバン・メイト	認知症サポーター養成講座の講師役となって認知症サポーターの育成を行うボランティアです。						

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）			
		ページ	現行	ページ	修正案		
41	グラフ修正 用語説明削除 コラム追加	37	<p>(7) 高齢者支援事業者との連携による見守り事業協力事業者数</p> <table border="1"> <tr> <td>高齢者支援事業者との連携による見守り事業協力事業者</td> <td>日ごろ、高齢者と関わりがあり、日常業務を通じて高齢者の見守りに協力してくれる民間事業者です。</td> </tr> </table>	高齢者支援事業者との連携による見守り事業協力事業者	日ごろ、高齢者と関わりがあり、日常業務を通じて高齢者の見守りに協力してくれる民間事業者です。	38	<p>(7) 高齢者支援事業者との連携による見守り事業協力事業者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラフを棒グラフに変更 ・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約） ・コラム5 アクティブシニアの活躍の場 地域のサポーター 追加
高齢者支援事業者との連携による見守り事業協力事業者	日ごろ、高齢者と関わりがあり、日常業務を通じて高齢者の見守りに協力してくれる民間事業者です。						
42	文言修正 新規追加	38	<p>5 介護保険</p> <p>(1) 介護サービス受給者数の推移 介護サービス受給者数は、年々増加しており、令和元年（2019年）9月末日現在で16,766人です。</p> <p>(2) 介護給付費の推移 介護給付費は、令和2年（2020年）8月分では1,963,860千円であり、平成18年（2006年）以降増加傾向にあります。</p>	39	<p>6 介護保険</p> <p>(1) 介護サービス受給者数の推移 介護サービス受給者数は、年々増加しており、令和2年（2020年）9月末日現在で居宅サービス受給者数は10,599人、地域密着型サービス受給者数は2,134人、施設サービス受給者数は1,965人となっております。</p> <p>(2) 介護給付費の推移 介護給付費は、令和2年（2020年）9月分では2,007,270千円であり、平成18年（2006年）以降増加傾向にあります。</p> <p>(3) 介護給付費の推移 第1号被保険者の介護保険料の基準額は年々高くなっており、第6期（2015-2017）で5,390円、第7期（2018-2020）では5,900円となっています。第7期（2018-2020）の基準額を国、大阪府と比べると、大阪府の6,081円よりは低いものの、国の5,784円よりも高い額となっています。</p>		
43	コラム追加	—	—	39	コラム6 高齢者向け住まい・施設のイメージ 追加		

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）													
		ページ	現行	ページ	修正案												
44	文言修正	39	<p>6 高齢者の住まい</p> <p>（1）高齢者向け住まいの種類</p> <p>令和2年（2020年）11月現在の高齢者向け住まいの種類、件数、戸数は、以下のとおりです。<u>戸数でみると、高齢者向け優良賃貸住宅が最も多く、次いで住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅となっています。中でもサービス付き高齢者向け住宅は、平成30年度（2018年度）末日の334戸と比較して2.14倍になっています。</u></p>	40	<p>7 高齢者向け住まい</p> <p>（1）高齢者向け住まいの種類</p> <p>令和2年（2020年）11月現在の高齢者向け住まいの種類、箇所数、定員または戸数は、以下のとおりです。<u>定員でみると、住宅型有料老人ホームが816人と最も多く、次に多いのがサービス付き高齢者向け住宅の655人となっています。</u></p>												
45	文言修正	39	<table border="1"> <tr> <td>住宅型有料老人ホーム （27か所・816戸）</td> <td>高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅 （16か所・632戸）</td> <td>各専用部の面積が原則25㎡以上で、台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室を備えたバリアフリー構造であり、サービス面では安否確認と生活相談が必須となっている都道府県に登録された住宅</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス （3か所・116戸）</td> <td>原則として60歳以上で、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対し、無料又は低額な料金で、食事・入浴その他の日常生活上必要なサービスを提供する介護利用型の施設（軽費老人ホーム）</td> </tr> </table>	住宅型有料老人ホーム （27か所・816戸）	高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの	サービス付き高齢者向け住宅 （16か所・632戸）	各専用部の面積が原則25㎡以上で、台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室を備えたバリアフリー構造であり、サービス面では安否確認と生活相談が必須となっている都道府県に登録された住宅	ケアハウス （3か所・116戸）	原則として60歳以上で、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対し、無料又は低額な料金で、食事・入浴その他の日常生活上必要なサービスを提供する介護利用型の施設（軽費老人ホーム）	40	<table border="1"> <tr> <td>住宅型有料老人ホーム （27か所・816人）</td> <td>食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅 （16か所・655人）</td> <td>各専用部の面積が原則25㎡以上で、台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室を備えたバリアフリー構造であり、サービス面では安否確認と生活相談が必須となっている都道府県に登録された住宅</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス （3か所・116人）</td> <td>原則として60歳以上で、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対し、無料又は低額な料金で、食事・入浴その他の日常生活上必要なサービスを提供する介護利用型の施設（軽費老人ホーム）</td> </tr> </table>	住宅型有料老人ホーム （27か所・816人）	食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの	サービス付き高齢者向け住宅 （16か所・655人）	各専用部の面積が原則25㎡以上で、台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室を備えたバリアフリー構造であり、サービス面では安否確認と生活相談が必須となっている都道府県に登録された住宅	ケアハウス （3か所・116人）	原則として60歳以上で、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対し、無料又は低額な料金で、食事・入浴その他の日常生活上必要なサービスを提供する介護利用型の施設（軽費老人ホーム）
住宅型有料老人ホーム （27か所・816戸）	高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの																
サービス付き高齢者向け住宅 （16か所・632戸）	各専用部の面積が原則25㎡以上で、台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室を備えたバリアフリー構造であり、サービス面では安否確認と生活相談が必須となっている都道府県に登録された住宅																
ケアハウス （3か所・116戸）	原則として60歳以上で、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対し、無料又は低額な料金で、食事・入浴その他の日常生活上必要なサービスを提供する介護利用型の施設（軽費老人ホーム）																
住宅型有料老人ホーム （27か所・816人）	食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの																
サービス付き高齢者向け住宅 （16か所・655人）	各専用部の面積が原則25㎡以上で、台所・水洗便所・収納設備・洗面設備・浴室を備えたバリアフリー構造であり、サービス面では安否確認と生活相談が必須となっている都道府県に登録された住宅																
ケアハウス （3か所・116人）	原則として60歳以上で、身体機能の低下や高齢等のため、独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者に対し、無料又は低額な料金で、食事・入浴その他の日常生活上必要なサービスを提供する介護利用型の施設（軽費老人ホーム）																

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）			
		ページ	現行	ページ	修正案		
45	文言修正	39	シルバーハウジング (3か所・63戸)	65歳以上の高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅で、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を合わせて行う	40	シルバーハウジング (3か所・63人)	65歳以上の高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅で、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を合わせて行う
			借上型市営住宅 (高齢者向け) (12か所・48人)	民間事業者等が建設・保有する住宅を市が借り上げ、住宅に困窮する高齢者や障がいのある方に供給する市営住宅		借上型市営住宅 (高齢者向け) (6か所・48人)	民間事業者等が建設・保有する住宅を市が借り上げ、住宅に困窮する高齢者や障がいのある方に供給する市営住宅
46	文言修正	40	(2) 高齢者向け住まいの推計 高齢者向け住まいの推計をみると、令和5年（2023年）には住宅型有料老人ホームが令和2年（2020年）816人分から883人分に加え、サービス付き高齢者向け住宅は令和2年（2020年）の632人から1,288人分に増える見込みです。		41	(2) 高齢者向け住まいの推移及び推計 高齢者向け住まいの推移と推計をみると、令和5年（2023年）には住宅型有料老人ホームが令和2年（2020年）816人分から883人分に加え、サービス付き高齢者向け住宅は令和2年（2020年）の655人から1,131人分に加え見込みです。	
47	見出し番号修正	41	7 『実態調査（令和元年度（2019年度））』の結果概要		42	8 『実態調査（令和元年度（2019年度））』の結果概要	
48	文言削除	41	(2) 実態調査の結果にみる高齢者の状況 ① 回答者本人の状況 性別・年齢構成・居住地域の状況（無回答を省く）		42	(2) 実態調査の結果にみる高齢者の状況 ① 回答者本人の状況 性別・年齢構成・居住地域の状況	

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
49	文言修正	42	<p>② 住まい・暮らしの状況 住まいの所有形態 持家（一戸建て）に住む人は非認定・要支援者（38.2%）、要介護認定者（41.3%）ともに最も多く、次いで、どちらも持家（集合住宅）が多くなっています。大阪府調査に比べ、持家が少なく、<u>賃貸住宅が多くなっています。</u></p>	43	<p>② 住まい・暮らしの状況 住まいの所有形態 持家（一戸建て）に住む人は非認定・要支援者（38.2%）、要介護認定者（41.3%）ともに最も多く、次いで、どちらも持家（集合住宅）が多くなっています。大阪府調査に比べ、持家（一戸建て）が少なく、持家（集合住宅）、<u>公営賃貸住宅、民間賃貸住宅（集合住宅）などの集合住宅が多くなっています。</u></p>
50	グラフ修正	43	<p>③ 身体機能の状況</p>	44	<p>③ 身体機能の状況 ・グラフタイトルの修正</p>
51	文言修正	44	<p>⑤ 健康・介護予防について 主観的健康感・幸福感 主観的健康感では、身体の状況が悪化するにつれて「よい」「まあよい」を合わせた“よい”の割合が少なくなり、（省略）</p>	45	<p>⑤ 健康・介護予防について 主観的健康感・幸福感 主観的健康感では、身体の状況が悪化するにつれて「とてもよい」「まあよい」を合わせた“よい”の割合が少なくなり、（省略）</p>
52	文言修正	47	<p>⑦ 認知症について 認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な対策（3つまで） 認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な対策について、非認定・要支援者、要介護認定者共に「認知症に関する正しい知識や<u>情報</u>を広めること」が最も高く、（省略）</p>	48	<p>⑦ 認知症について 認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な対策（3つまで） 認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な対策について、非認定・要支援者、要介護認定者ともに「認知症に関する正しい知識や<u>理解</u>を広めること」が最も高く、（省略）</p>
53	文言修正	48	<p>⑧ 情報収集について 介護や生活支援など行政サービスの情報収集手段（複数回答） 高齢者、要介護認定者、主な介護者いずれも、主な情報収集手段は「市報すいた」、「口コミ」となっています。要介護認定者の介護者のうち15.5%はインターネット検索を活用していますが、非認定・要支援者では9.0%と差がみられます。大阪府調査と比べると、非認定・要支援者、要介護認定者ともに、市の広報紙が多くなっています。また、「情報収集は行っていない」が少なくなっています。</p>	49	<p>⑧ 情報収集について 介護や生活支援など行政サービスの情報収集手段（複数回答） 高齢者、要介護認定者、主な介護者いずれも、主な情報収集手段は「市報すいた」、「口コミ」となっています。要介護認定者の主な介護者のうち15.5%はインターネット検索を活用していますが、非認定・要支援者では9.0%と差がみられます。大阪府調査と比べると、非認定・要支援者、要介護認定者ともに、市の広報誌が多くなっています。また、「情報収集は行っていない」が少なくなっています。</p>

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
54	文言修正 グラフ修正	49	⑨ 防犯・防災について 災害に備えた対策（複数回答） 「停電時に備えた懐中電灯」「食料や飲料水」「日用品等」の準備をする、「避難場所を決めている」人が多いが、全体的に非認定・要支援者に比べ、要介護認定者の割合が少なくなっています。	50	⑨ 防犯・防災について 災害に備えた対策（複数回答） 「停電時に備えた懐中電灯」「食料や飲料水、日用品等」の準備をする、「避難場所を決めている」人が多いが、全体として非認定・要支援者に比べ、要介護認定者の割合が少なくなっています。 ⑩ 権利擁護について ・グラフ凡例修正
55	文言修正	50	⑩ 権利擁護について 成年後見制度の認知状況 成年後見制度を「知っている」人は非認定・要支援者、要介護認定者ともに約3割となっています。大阪府調査と比べると、「既に利用している」「必要になれば今後利用したい」「知っているが、利用したいと思わない」を合わせた“知っている”人はやや少なくなっています。	51	⑩ 権利擁護について 成年後見制度の認知状況 成年後見制度を「知っている」人は非認定・要支援者、要介護認定者ともに約3割となっています。大阪府調査と比べると、「知っている」人はやや少なくなっています。 ・グラフ下に「※「知っている」：「既に利用している」「必要になれば今後利用したい」「知っているが、利用したいと思わない」の合計」の注記を追加
56	文言修正	50	⑪ 介護の状況 介護・介助が必要になった原因（複数回答） 非認定・要支援者では「骨折・転倒」、「高齢による衰弱」が多い。	51	⑪ 介護の状況 介護・介助が必要になった原因（複数回答） 非認定・要支援者では「骨折・転倒」、「高齢による衰弱」が多くなっています。
57	文言修正	53	主な介護者の就労状況（要介護認定者調査） 「主な介護者が過去1年の間に介護のために仕事を辞めた（転職を除く）」と回答した人は7.3%となっており、全国の集計結果と比べるとやや多くなっています。 「介護休業・介護休暇等の制度の充実」（25.3%）、「制度を利用しやすい職場づくり」「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」（23.1%）を勤め先が行うことが、介護と仕事の両立に効果があると考えの人が多くなっています。	54	主な介護者の就労状況（要介護認定者調査） 「主な介護者が過去1年の間に介護のために仕事を辞めた（転職除く）」と回答した人は7.3%となっており、全国の集計結果と比べるとやや多くなっています。 「介護休業・介護休暇等の制度の充実」（25.3%）、「制度を利用しやすい職場づくり」「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」（23.1%）を勤め先が行うことが、介護と仕事の両立に効果があると考えの人が多くなっています。 ・グラフ凡例修正

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
58	見出し修正	54	⑫ 地域包括ケアシステムについて 地域包括支援センターの周知状況と利用状況	55	⑫ 地域包括ケアシステムについて 地域包括支援センターの認知度と利用状況
59	見出し番号修正	56-58	(3) 地域別にみる高齢者の特徴 ⑭ JR以南地域 ⑮ 片山・岸部地域 ⑯ 豊津・江坂・南吹田地域 ⑰ 千里山・佐井寺地域 ⑱ 山田・千里丘地域 ⑲ 千里ニュータウン・万博・阪大地域	57-59	(3) 地域別にみる高齢者の特徴 ① JR以南地域 ② 片山・岸部地域 ③ 豊津・江坂・南吹田地域 ④ 千里山・佐井寺地域 ⑤ 山田・千里丘地域 ⑥ 千里ニュータウン・万博・阪大地域
60	数値修正	59	(4) 年齢構成別にみる高齢者の状況（非認定・要支援者のみ） なんらかのグループに参加して自主活動を行っているボランティアのグループ 非認定・要支援者全体 10.2%	60	(4) 年齢構成別にみる高齢者の状況（非認定・要支援者のみ） なんらかのグループに参加して自主活動を行っているボランティアのグループ 非認定・要支援者全体 10.0%
61	グラフ修正	60	(5) 生活機能低下リスクについて	61	(5) 生活機能低下リスクについて ・グラフ修正、説明追加
62	見出し番号修正 グラフ数値修正	61-62	8 吹田市に65歳以上の方が今、100人いるとしたら 吹田市に65歳以上の方が今、100人いるとしたら… 20年度の令和22年（2040年）に126人になりますが…	62-63	9 吹田市に65歳以上の方が今、100人いるとしたら 吹田市に65歳以上の方が今、100人いるとしたら… 20年度の令和22年（2040年）に126人になりますが… ・グラフ数値修正
63	コラム追加	—	—	64	コラム7 あなたのそばにも…地域福祉活動に取り組む人たち 追加

第3章 第8期計画における基本的な考え方

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
64	文言修正	64	○地域包括支援センターに対して、高齢者を含む世帯全体への支援を必要とする、分野をまたぐ複合的な課題を抱えた相談が増加している。また、障がい者が65歳になった時の高齢の制度への移行がスムーズにいかないケースもある。	66	○地域包括支援センターに対して、高齢者を含む世帯全体への支援を必要とする、分野をまたぐ複合的な課題を抱えた相談が増加している。また、障がい者が65歳になった時の高齢の制度への移行がスムーズにいかないケースもある。
65	文言修正	65	○介護予防教室の会場、内容及び実施回数等について見直しを行い、はつらつ体操教室等の参加者が増加した。また、新たに今こそ栄養教室を開始するなど内容の充実を図った。	67	○介護予防教室・講演会の会場、内容及び実施回数等について見直しを行い、参加者が増加した。また、新たに「今こそ！栄養教室」を開始するなど内容の充実を図った。
66	文言修正	65	ロードマップ指標(期間最終年度の実績未確定分) ②75歳以上高齢者の要支援・要介護認定率 2020年度目標 33.6%	67	ロードマップ指標(期間最終年度の実績未確定分) ②75歳以上高齢者の要支援・要介護認定率 2020年度目標 33.6%以下
67	文言修正	66	ロードマップ指標(期間最終年度の実績未確定分) ④通所型サポートサービス 通所型入浴サポートサービスを開始し、新たなサービス体系を検討	68	ロードマップ指標(期間最終年度の実績未確定分) ④通所型 通所型入浴サポートサービスや利用回数に応じた費用体系を設定
68	文言修正	68	○市民が医療機関等の機能情報にアクセスしやすくなることを目的に、病院や診療所、薬局に関する情報を「すいた年輪サポートなび」に掲載し、随時更新している。また、在宅療養についての出前講座や講演会（かかりつけ医等の定着促進、アドバンス・ケア・プランニングの啓発等）を実施し、かかりつけ医等のいる高齢者や人生の最終段階における医療について話し合ったことがある高齢者の割合は増加しているものの目標値には至っていない。	70	○市民が医療機関等の機能情報にアクセスしやすくなることを目的に、病院や診療所、薬局に関する情報を「すいた年輪サポートなび」に掲載し、随時更新している。また、在宅療養についての出前講座や講演会（かかりつけ医等の定着促進、アドバンス・ケア・プランニングの啓発等）を実施しているが、かかりつけ医等のいる高齢者や人生の最終段階における医療について話し合ったことがある高齢者の割合は減少しており目標値には至っていない。
69	文言修正	70	ロードマップ指標(期間最終年度の実績未確定分) ③ポータルサイト「すいた年輪サポートなび」 医療情報等追加 <u>チラシ作成・追加項目検討</u>	72	ロードマップ指標(期間最終年度の実績未確定分) ③ポータルサイト「すいた年輪サポートなび」 医療情報等追加 <u>追加項目の検討・チラシの作成</u>
70	コラム追加	—	—	74	コラム8 地域共生社会と地域包括ケアシステム追加

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
71	文言修正	75	（2）進捗状況の分析・評価（Check）・改善（Action） ロードマップで示した各目標について、推進本部において進捗状況を確認するとともに、計画推進 <u>委員会</u> に報告し、評価を行います。	77	（2）進捗状況の分析・評価（Check）・改善（Action） ロードマップで示した各目標について、推進本部において進捗状況を確認するとともに、計画推進 <u>専門分科会</u> に報告し、評価を行います。

第4章 地域包括ケアシステム構築のロードマップ～2025年、その先の2040年を見据えて～

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
72	数値修正	78	基本目標1 生きがいつくりと健やかな暮らしの充実 ⑤ シルバー人材センター会員数 目標 8期（2021-2023） 2,070人 9期（2024-2026） <u>2,811人</u>	80	基本目標1 生きがいつくりと健やかな暮らしの充実 ⑤ シルバー人材センター会員数 目標 8期（2021-2023） 2,513人 9期（2024-2026） <u>2,811人</u> ・表の「具体的な取組」の文言修正
73	文言修正	79	基本目標2 相談支援体制の充実 ○地域包括支援センターが、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムの中核的な機関としての機能を果たしています。 ○地域包括支援センターが、介護サービス事業者や医療機関、民生委員・児童委員、自治会などの地域の団体などと連携することにより、重層的なネットワークの輪が広がり、より地域に密着したところで相談支援が実施されています。	81	基本目標2 相談支援体制の充実 ○地域包括支援センターが、地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムの中核的な機能を果たすとともに、介護サービス事業者や医療機関、民生委員・児童委員、自治会等と連携することにより、重層的なネットワークの輪が広がり、より地域に密着した相談支援が実施されています。
74	文言追加	79	基本目標2 相談支援体制の充実 —	81	基本目標2 相談支援体制の充実 ○高齢者自身が、見守りなど、生活支援の担い手として活動し、社会参加や生きがいつくりなどの取組を通じ、地域で支え合う関係ができています。
75	文言修正	80	基本目標3 介護予防の推進 ⑥ 75歳以上高齢者の要支援・要介護認定率 目標 8期（2021-2023） 32.8% 9期（2024-2026） 32.0%	82	基本目標3 介護予防の推進 ⑥ 75歳以上高齢者の要支援・要介護認定率 目標 8期（2021-2023） 32.8% <u>以下</u> 9期（2024-2026） 32.0% <u>以下</u> ・表の「具体的な取組」の文言修正
76	文言削除	81	基本目標4 自立した暮らしの実現に向けた支援の充実 ○高齢者自身が、見守りなど、生活支援の担い手として活動し、社会参加や生きがいつくりなどの取組を通じ、地域で支え合う関係ができています。	83	基本目標4 自立した暮らしの実現に向けた支援の充実 （削除）
77	文言修正	83	基本目標6 在宅医療と介護の連携の推進	85	基本目標6 在宅医療と介護の連携の推進 ・表の「具体的な取組」「2025年には…」の文言の一部修正

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
78	数値修正	85	基本目標8 介護サービスの充実・介護保険制度の持続可能な運営 ⑤小規模多機能型居宅介護 整備箇所数 第9期 11か所 ⑧認知症高齢者グループホーム 整備箇所数 第7期 18か所 第8期 20か所 第9期 23か所 ⑨小規模特別養護老人ホーム 第7期 7か所	87	基本目標8 介護サービスの充実・介護保険制度の持続可能な運営 ⑤小規模多機能型居宅介護 整備箇所数 第9期 10か所 ⑧認知症高齢者グループホーム 整備箇所数 第7期 19か所 第8期 21か所 第9期 22か所 ⑨小規模特別養護老人ホーム 第7期 8か所
79	文言追加	86	<第8期計画における地域包括ケアシステム構築のロードマップの主な改正内容> 基本目標1 生きがいつくりと健やかな暮らしの充実 —	88	<第8期計画における地域包括ケアシステム構築のロードマップの主な改正内容> 基本目標1 生きがいつくりと健やかな暮らしの充実 ○指標⑤シルバー人材センター会員数 —令和6年（2024年）までに全国のシルバー人材センターの会員数を100万人とする計画に合わせ、第8期以降の目標値を変更
80	文言修正	86	<第8期計画における地域包括ケアシステム構築のロードマップの主な改正内容> 基本目標1 生きがいつくりと健やかな暮らしの充実 ○指標⑦生活習慣改善に取り組む人の割合 第7期計画で、各種健康診査及び検診の啓発及び受診率の向上や健康づくりの推進等における指標として、より明確に進捗を確認するために追加	88	<第8期計画における地域包括ケアシステム構築のロードマップの主な改正内容> 基本目標1 生きがいつくりと健やかな暮らしの充実 ○指標⑦生活習慣改善に取り組む人の割合 第8期計画で、各種健康診査及び検診の啓発及び受診率の向上や健康づくりの推進等における指標として、より明確に進捗を確認するために追加
81	文言追加	86	<第8期計画における地域包括ケアシステム構築のロードマップの主な改正内容> 基本目標3 介護予防の推進 —	88	<第8期計画における地域包括ケアシステム構築のロードマップの主な改正内容> 基本目標3 介護予防の推進 ○指標⑥75歳以上高齢者の要支援・要介護認定率 —第7期計画で実績が目標値を下回ったため、第8期計画以降は、当初の目標値以下をめざす

第5章 施策の展開 基本目標1 生きがいづくりと健やかな暮らしの充実

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
82	文言修正	89	・*ふれあい交流サロン：団体数 7団体【4か所】	91	・*ふれあい交流サロン：団体数 7団体【4団体】
83	文言修正	90	施策の方向2 生涯を通じた健康づくりの推進 (5) 疾病予防の推進	92	施策の方向2 生涯を通じた健康づくりの推進 (5) 疾病予防等の推進
84	記載削除	91	(2) 集いの場の充実に向けた支援 重点取組 ○介護予防や生活支援などのサービスを提供する街か どデイハウスについて、引き続き補助を行い実施団 体への支援を実施します。	93	削除
85	コラム追加	—	—	94	コラム9 集いの場に行ってみよう！ 追加
86	想定事業量修正	93	<想定事業量> 第8期見込み 2021年度 2,071人 2022年度 2,092人 2023年度 2,113人 第9期見込み 2025年度 2,155人 注記：※令和9年度（2027年度）に2,200人となることを想定 し、令和元年度（2019年度）の実績との差を等分し、 前年度末会員数に加えて見込んでいます。	96	<想定事業量> 第8期見込み 2021年度 2,245人 2022年度 2,375人 2023年度 2,513人 第9期見込み 2025年度 2,811人 注記：※令和6年度（2024年度）に2,657人となること を想定し、各年5.8%の増加を見込んでいます。
87	文言修正	94	(2) 健康づくりの推進 重点取組 ○健都の資源の活用、民間企業や大学・研究機関との 連携のもと、健康づくりを進めていきます。更に、行 動変容を促す仕掛けとして行動経済学（ナッジ理論） の手法の活用や、IoTやICT、AIなどの最新 技術や健康・医療・介護データの活用などの新しい 手法も取り入れられるよう、研究を進めます。 ○JR岸辺駅北側に広がる北大阪健康医療都市（健都） では、市民自らが健康に「気づき」、「学び」、「楽し み」ながら、健康づくりや社会活動、生涯学習に参加 することができるなど、多世代が活躍できる環境づ くりを進めています。今後、健都ならでは健康づ くりの知見を生み出すとともに、それを全市展開し ていくことをめざします。	96	(2) 健康づくりの推進 重点取組 ○*北大阪健康医療都市（健都）の資源の活用、民間 企業や大学・研究機関との連携の下、健康づくりを 進めていきます。さらに、行動変容を促す仕掛けと して行動経済学（*ナッジ理論）の手法の活用や、 IoTやICT、AIなどの最新技術や健康・医療・ 介護データの活用などの新しい手法も取り入れら れるよう、研究を進めます。 ○JR岸辺駅北側に広がる健都では、市民自らが健康 に「気づき」、「学び」、「楽しみ」ながら、健康づ くりや社会活動、生涯学習に参加することができるな ど、多世代が活躍できる環境づくりを進めていま す。今後、健都ならでは健康づくりの知見を生み 出すとともに、それを全市展開していくことをめざ します。

第5章 施策の展開 基本目標2 相談支援体制の充実

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
88	文言修正	97	施策の方向2 地域での支え合い機能の強化 実態調査 令和元年度（2019年度） ・高齢者保健福祉について充実を望む施策 「高齢者の見守り活動」29.9%（非認定・要支援者） 21.7%（要介護認定者）	99	施策の方向2 地域での支え合い機能の強化 実態調査 令和元年度（2019年度） ・高齢者保健福祉について充実を望む施策 「高齢者の見守り活動」28.7%【25.8%】
89	用語説明削除	99	地域包括支援センター 地域包括ケアシステム構築の中核機関として、地域の高齢者及びその関係者を対象に、三職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）等が適切なサービスを継続的に提供していくための窓口です。	101	・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約）
90	文言修正	100	○地域づくり・資源開発については、「すいたの年輪ネット（吹田市高齢者生活支援体制整備協議会）」と連動した取組を進め、多方面からの地域のネットワークづくりをめざします。	102	○地域づくり・資源開発については、「すいたの年輪ネット（吹田市高齢者生活支援体制整備協議会）」と連動し、双方向による取組を進め、情報やネットワークを共有し、資源の充実を図ります。
91	コラム追加	—	—	102	コラム10 高齢者の総合相談窓口～地域包括支援センター～ 追加
92	文言修正	100	（1）相談支援の連携体制の構築 ○吹田市社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー（CWS）の認知度向上を図るため、各種媒体やイベントの活用等により周知・啓発に向けた取組を推進します。	103	（1）相談支援の連携体制の構築 ○社会福祉法人吹田市社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー（CWS）の認知度向上を図るため、各種媒体やイベントの活用等により周知・啓発に向けた取組を推進します。
93	文言追加	101	<想定事業量> 高齢者支援事業者との連携による見守り事業協力事業者数	104	<想定事業量> 高齢者支援事業者との連携による見守り事業協力事業者数（年度末実績）

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
94	文言修正	102	<p>(3) 生活支援体制整備に向けた仕組みづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>広域型生活支援コーディネーター</u>を配置し、地域住民等やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センターと協働して、地域活動の創出をめざす以下の取組を拡大しています。 ・市内の集いの場や生活支援サービス、元気な高齢者が参加できる<u>地域活動一覧</u>などの情報の集約及び発信 ・人や場所の提供ができる介護サービス事業者等と集いの場運営団体とのマッチング ・<u>地域における生活支援サービスの現状や課題の把握</u> ・<u>地域に不足するサービスの開発や担い手の発掘・養成</u> ・集いの場や生活支援サービスを提供するNPOやボランティア、民間企業等の情報共有とネットワーク化の推進（中略） ○<u>地域づくり・資源開発については、「地域ケア会議」と連動した取組を進め、多方面からの地域のネットワークづくりをめざします。</u> 	105	<p>(3) 生活支援体制整備に向けた仕組みづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>広域型生活支援コーディネーター</u>を配置し、地域住民等やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センターと協働して、地域活動の創出をめざす以下の取組を拡大しています。 ・<u>高齢者生活サポートリスト</u>による元気な高齢者が参加できる<u>地域活動の情報の集約及び発信</u> ・人や場所の提供ができる介護サービス事業者等と集いの場運営団体とのマッチング ・<u>助け愛隊ボランティアと支援を希望する高齢者とのマッチングを進めるとともに、既存の社会資源の現状や課題の把握を行い、地域での孤立防止に努める</u> ・<u>新たな地域活動や担い手の創出に向けた調整</u> ・集いの場や生活支援サービスを提供するNPOやボランティア、民間企業等の情報共有とネットワーク化の推進（中略） ○<u>地域づくり・資源開発について、「地域ケア会議」と連動し、双方向による取組を進め、情報やネットワークを共有し、資源の充実を図ります。</u>
95	文言修正	102	<p>(4) 生活支援等の担い手としての活動参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性に応じた地域活動等への参加を促進するために、<u>生活支援体制整備に関する取組の市民周知を進めます。</u> ○介護支援サポーターや認知症サポーター等と、活動している団体とのマッチングを行うなど、既存の研修や養成講座等を活用しながら、高齢者が、<u>生活支援等の担い手として地域で活動できるよう働きかけていきます。</u> ○<u>助け愛隊ボランティアと支援を希望する高齢者とのマッチングを進めるとともに、地域での孤立防止に努めます。</u> 	105	<p>(4) 生活支援等の担い手としての活動参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性に応じた地域活動等への参加を促進するために、<u>生活支援体制整備に関する取組や市民周知を進めます。</u> ○介護支援サポーターや認知症サポーター等と、活動している団体とのマッチングを行うなど、既存の研修や養成講座等を活用しながら、高齢者が、<u>生活支援等の担い手として活動できるよう支援します。</u>

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）					
		ページ	現行	ページ	修正案				
96	文言追加	102	<p>(5) 民間企業等が実施する生活支援サービスへの支援 ○高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、民間企業や吹田市シルバー人材センター等が実施している生活支援サービスについて、リスト化した情報を活用し、地域包括支援センターから情報提供を行います。 (以下省略)</p>	106	<p>(5) 民間企業等が実施する生活支援サービスへの支援 ○高齢者が自立した在宅生活を継続できるよう、民間企業や公益社団法人吹田市シルバー人材センター等が実施している生活支援サービスについて、リスト化した情報を活用し、地域包括支援センターから情報提供を行います。(以下省略)</p>				
97	コラム追加	—	—	106	コラム11 生活支援体制整備って何のこと？ 追加				
98	文言追加	103	<p>(1) 権利擁護事業の充実 ○障がい者やその家族に対し、後見人等が実施する支援など、制度理解や利用促進を図るため、市報すいたやホームページ等を活用しながら関係機関等と連携し、一層の普及啓発を実施します。</p>	107	<p>(1) 権利擁護事業の充実 ○認知症の方や障がい者、その家族に対し、後見人等が実施する支援など、制度理解や利用促進を図るため、市報すいたやホームページ等を活用しながら関係機関等と連携し、一層の普及啓発を実施します。</p>				
99	用語説明削除	103	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;">成年後見制度</td> <td>判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護（しんじょうかんご）を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。</td> </tr> <tr> <td>日常生活自立支援事業</td> <td>認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。</td> </tr> </table>	成年後見制度	判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護（しんじょうかんご）を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。	日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。	107	<p>・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約）</p>
成年後見制度	判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護（しんじょうかんご）を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。								
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。								
100	コラム追加	—	—	108	コラム12 成年後見制度って何のこと？ 追加				
101	コラム追加	—	—	110	コラム13 高齢者虐待とセルフネグレクト 追加				

第5章 施策の展開 基本目標3 介護予防の推進

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
102	文言修正	109	<p>施策の方向2 住民主体の介護予防活動支援の充実 実態調査 令和元年度（2019年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康の保持・増進や介護予防のために心がけていること 「定期的に歩いたり運動したりするなど足腰をきたえている」 「定期的に健康診断等を受けている」 「歯磨きなど口腔ケアに努めている」 運動を継続するために必要なこと、困っていること 「どのような運動をしたらよいか知りたい」 「自分の体力や状態に合った運動プログラムが欲しい」 「一人で運動を継続することが難しい」 「運動する上で専門的なアドバイスや指導が欲しい」 通いの場、集いの場への参加率（非認定・要支援者） 「いきいき百歳体操や街かどデイハウスなど介護予防のための通いの場」6.8%【-】 	113	<p>施策の方向2 住民主体の介護予防活動支援の充実 実態調査 令和元年度（2019年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康の保持・増進や介護予防のために心がけていること 1位「定期的に歩いたり運動したりするなど足腰をきたえている」 2位「定期的に健康診断等を受けている」 3位「歯磨きなど口腔ケアに努めている」 運動を継続するために必要なこと、困っていること 1位「どのような運動をしたらよいか知りたい」 2位「自分の体力や状態に合った運動プログラムが欲しい」 3位「一人で運動を継続することが難しい」 4位「運動する上で専門的なアドバイスや指導が欲しい」 通いの場、集いの場への参加率（非認定・要支援者） 「いきいき百歳体操や街かどデイハウスなど介護予防のための通いの場」6.7%【-】
103	用語説明削除	113	<p>介護予防推進員 介護予防に関する講演会等の地域での宣伝活動や運営協力、介護予防を目的とした出前講座等の企画、ひろばde体操やいきいき百歳体操実施グループにおけるボランティア活動等を行っています。</p>	117	<ul style="list-style-type: none"> 用語説明削除（資料編内、用語説明に集約）
104	文言修正	114	<p>（1）民間企業等との連携による介護予防の推進 重点取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の普及啓発のため、民間企業等の空きスペースを活用した介護予防教室の実施、介護予防体操の取組、相談会やパネル展示など、民間企業等との連携による介護予防の取組を推進します。 ○効果的・効率的な教室運営を目指し、一部教室について民間企業等との連携等を行います。 	117	<p>（1）民間企業等との連携による介護予防の推進 重点取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の普及啓発のため、民間企業等の空きスペースを活用した介護予防教室の実施、介護予防体操の取組、相談会やパネル展示など、民間企業等との連携により推進します。 ○介護予防の取組については、民間企業等との連携の下、ITを活用した効果的・効率的な運営をめざします。

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
105	文言修正	114	（2）介護予防事業の評価・検証 重点取組 ○平成29年度（2017年度）以降に集積した介護予防事業での体力測定結果及び教室・講演会参加状況等を分析し、市民が主体的に介護予防に取り組めるよう地域の健康課題と合わせて市ホームページや介護予防事業において公表します。	117	（2）介護予防事業の評価・検証 重点取組 ○平成29年度（2017年度）以降に集積した介護予防事業での体力測定結果及び教室・講演会参加状況等を分析し、市民が主体的に 介護予防に取り組むこと ができるよう地域の健康課題と合わせて市ホームページや介護予防事業において公表します。
106	コラム追加	—	—	118	コラム14 フレイル予防のための体操！！ 追加

第5章 施策の展開 基本目標4 自立した暮らしの実現に向けた支援の充実

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
107	文言修正	115	<p>施策の方向3 暮らしを支える在宅福祉サービス等の提供 現状 ・高齢者世帯声かけサービス：申込件数8件、実施世帯8件</p> <p>施策の方向4 介護者支援の充実 実態調査 令和元年度（2019年度） ・男性介護者「60代以上」73.0%【77.7%】</p>	119	<p>施策の方向3 暮らしを支える在宅福祉サービス等の提供 現状 ・高齢者世帯声かけサービス：申込件数8件、実施世帯8世帯</p> <p>施策の方向4 介護者支援の充実 実態調査 令和元年度（2019年度） ・男性介護者「60代以上」72.9%【77.7%】</p>
108	コラム追加	—	—	121	コラム15 自立支援型ケアマネジメントって何のこと？ 追加
109	コラム追加	—	—	122	コラム16 救急医療情報キットって？ 追加
110	文言修正	118	<p>(3) 多様な生活ニーズに対応したサービス体系の充実 ○サービス利用や介護予防ケアマネジメントを含めた、サービス種別や各種加算等、内容の拡充を進め、<u>介護サービス事業者等が、高齢者の自立に向けて積極的に関与できる環境づくりを進めます。</u></p>	123	<p>(3) 多様な生活ニーズに対応したサービス体系の充実 ○介護サービス事業者等へアンケート等を実施し、サービス利用者及び事業者の実態を把握するとともに、<u>基本チェックリスト該当者数やサービス実績等の結果を参考に、自立支援・重度化防止を目的としたサービス種別や各種加算等、内容の拡充を進め、事業者等が、高齢者の自立に向けて積極的に関与できる環境づくりを進めます。</u></p>

第5章 施策の展開 基本目標5 認知症支援の推進

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
111	文言追加	123	施策の方向2 地域における見守り体制の構築 実態調査 令和元年度（2019年度） 認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な対策 「近隣の見守りなど認知症の人を支えるまちづくりを進めること」18.1%【30.0%】	127	施策の方向2 地域における見守り体制の構築 実態調査 令和元年度（2019年度） 認知症の人が安心して暮らせるまちにするために必要な対策 6位「近隣の見守りなど認知症の人を支えるまちづくりを進めること」18.1%【30.0%】
112	数値修正	123	施策の方向3 認知症の人とその家族への支援 推計 ・特別養護老人ホームを利用する認知症の人の推計は、令和7年（2025年）で <u>2,343</u> 人、令和22年（2040年）で <u>2,111</u> 人 ・認知症高齢者グループホームを利用する認知症の人の推計は、令和7年（2025年）で <u>463</u> 人、令和22年（2040年）で <u>418</u> 人	127	施策の方向3 認知症の人とその家族への支援 推計 ・特別養護老人ホームを利用する認知症の人の推計は、令和7年（2025年）で <u>1,445</u> 人、令和22年（2040年）で <u>2,020</u> 人 ・認知症高齢者グループホームを利用する認知症の人の推計は、令和7年（2025年）で <u>281</u> 人、令和22年（2040年）で <u>392</u> 人
113	文言追加	—	（1）認知症の人本人からの発信支援 重点取組 ○認知症地域支援推進員が中心となり、地域包括支援センターや認知症サポーターと協力しながら、若年性認知症交流会など認知症の人の意見を聞く機会を設けます。	129	（1）認知症の人本人からの発信支援 重点取組 ○ <u>地域包括支援センターの総合相談における認知症に関する相談から、認知症の人本人の声や姿を認知症地域支援推進員が集約し、発信する仕組みづくりを進めます。</u> ○認知症地域支援推進員が中心となり、地域包括支援センターや認知症サポーターと協力しながら、若年性認知症交流会など認知症の <u>人本人</u> の意見を聞く機会を設けます。
114	コラム追加	—	—	131	コラム17 優しさつながるチームオレンジ 追加
115	文言追加	128	—	131	（1）認知症についての情報の周知 重点取組 ○ <u>地域包括支援センターが認知症に関する相談窓口であることの周知を行います。</u>

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
116	文言修正 用語説明削除	128	<p>(2) 早期発見・早期対応に向けた支援の充実 重点取組</p> <p>○認知症初期集中支援チームについて、外部の有識者の専門的見地から委託事業者の評価・選定を行います。</p> <p>認知症初期集中支援チーム 認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族を訪問し、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームです。本市では専門医、看護師、介護福祉士により構成され、医療機関や地域包括支援センターからの連絡を受けて対応します。</p>	132	<p>(2) 早期発見・早期対応に向けた支援の充実 重点取組</p> <p>○認知症初期集中支援チームについて、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制として外部有識者による校正・適正な業務運営の評価を行い、その結果を公表します。</p> <p>・<u>用語説明削除</u>（資料編内、用語説明に集約）</p>
117	用語説明削除	130	<p>成年後見制度 判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護（しんじょうかんご）を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。</p> <p>日常生活自立支援事業 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う事業で、社会福祉法人吹田市社会福祉協議会が行っています。</p>	134	<p>・<u>用語説明削除</u>（資料編内、用語説明に集約）</p>
118	文言追加	131	<p>(7) 若年性認知症の人の支援</p> <p>○認知症地域支援推進員が中心となり、地域包括支援センターや認知症サポーターと協力しながら、若年性認知症交流会など認知症の人の意見を聞く機会を設けるとともに、ニーズに合った支援を検討します。</p>	134	<p>(7) 若年性認知症の人の支援</p> <p>○認知症地域支援推進員が中心となり、地域包括支援センターや認知症サポーターと協力しながら、若年性認知症交流会など認知症の人本人の意見を聞く機会を設けるとともに、ニーズに合った支援を検討します。</p>

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）			
		ページ	現行	ページ	修正案		
119	文言修正	132	<p>(1) 認知症地域支援推進員による取組の推進 重点取組</p> <p>○認知症地域支援推進員について、外部の有識者の専門的見地から委託事業者の評価・選定を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #FFD700;">認知症地域支援推進員</td> <td>認知症の人の早期発見から早期対応の社会システムの構築、地域の見守り体制や医療機関等での適切なケアの提供、認知症に関する啓発等により、地域包括支援センターや認知症家族の会、かかりつけ医、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の関係機関と連携し、地域における支援体制の強化を図ります。</td> </tr> </table>	認知症地域支援推進員	認知症の人の早期発見から早期対応の社会システムの構築、地域の見守り体制や医療機関等での適切なケアの提供、認知症に関する啓発等により、地域包括支援センターや認知症家族の会、かかりつけ医、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の関係機関と連携し、地域における支援体制の強化を図ります。	135	<p>(1) 認知症地域支援推進員による取組の推進 重点取組</p> <p>○認知症地域支援推進員について、認知症の人が容態の変化に応じ必要な医療・介護サービス等を効果的に受けられる体制として、外部有識者による公正・適切な業務運営の評価を行い、その結果を公表します。</p> <p>・用語説明削除（資料編内、用語説明に集約）</p>
認知症地域支援推進員	認知症の人の早期発見から早期対応の社会システムの構築、地域の見守り体制や医療機関等での適切なケアの提供、認知症に関する啓発等により、地域包括支援センターや認知症家族の会、かかりつけ医、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の関係機関と連携し、地域における支援体制の強化を図ります。						
120	コラム追加	—	—	136	コラム18 認知症に関する相談フロー（認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の役割） 追加		

第5章 施策の展開 基本目標6 在宅医療と介護の連携の推進

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
121	文言修正	133	施策の方向 1 在宅療養を支えていくための連携体制の推進 実態調査 令和元年度（2019年度） ・訪問診療を「利用している」（認定者） 要介護1・2 <u>11.5%</u> 要介護3以上 <u>25.3%</u>	137	施策の方向 1 在宅療養を支えていくための連携体制の推進 実態調査 令和元年度（2019年度） ・訪問診療を「利用している」（認定者） 要介護1・2 <u>30.6%</u> 要介護3以上 <u>69.4%</u>
122	文言修正	133	施策の方向 2 在宅療養等についての情報発信・相談支援の現状 ・吹田市地域医療推進懇談会等で、かかりつけ医等の定着促進やACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する市民啓発のあり方について議論	137	施策の方向 2 在宅療養等についての情報発信・相談支援の現状 ・吹田市地域医療推進懇談会等で、かかりつけ医等の定着促進や「 <u>人生会議</u> 」（ACP（アドバンス・ケア・プランニング））に関する市民啓発のあり方について議論 ※以降、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の前に「 <u>人生会議</u> 」の文言を追加
123	文言追加	134	施策の方向 2 在宅療養等についての情報発信・相談支援 （2）在宅療養のための医療・介護資源についての情報提供	138	施策の方向 2 在宅療養等についての情報発信・相談支援 （2）在宅療養のための医療・介護資源についての情報提供・相談支援
124	図修正	135	【参考】在宅医療・介護連携推進事業において市町村が実施すべきPDCAサイクルに沿った取組	139	【参考】在宅医療・介護連携推進事業において市町村が実施すべきPDCAサイクルに沿った取組 ・図の修正
125	コラム追加	—	—	141	コラム19 医療と介護の橋渡し…「情報共有ツール」追加
126	文言修正	137	（4）在宅医療を支える連携体制の構築 ○病院医療と在宅医療をつなぎ、地域での療養生活を支える看護職の役割を発揮するため、訪問看護の活性化や訪問看護師の切れ目のない連携促進につながる取組を進めます。	142	（4）在宅医療を支える連携体制の構築 ○病院医療と在宅医療をつなぎ、地域での療養生活を支える看護職の役割を発揮するため、訪問看護事業者間の <u>連携</u> や訪問看護師の切れ目のない連携促進につながる取組を進めます。
127	コラム追加	—	—	142	コラム20 「すいた年輪サポートなび」って？ 追加

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
128	コラム追加	—	—	144	<u>コラム21 大切な人とあなたの「人生会議」</u> 追加
129	コラム追加	—	—	144	<u>コラム22 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持とう！</u> 追加

第5章 施策の展開 基本目標7 安心・安全な暮らしの充実

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
130	文言追加	139	<p>施策の方向1 高齢者の住まいの安定確保に向けた支援 現状 令和元年度（2019年度） ・高齢者向け住まい（介護サービスを除く）：2,376人 【2,315人】</p> <p>実態調査 令和元年度（2019年度） ・住まいでの困りごと 「住宅が古い」17.7% 「耐震対策ができていない」15.6% 「段差が多い」12.5% ・高齢者保健福祉について充実を望む施策 「高齢者向け住宅の整備」22.5%【21.3%】</p>	145	<p>施策の方向1 高齢者の住まいの安定確保に向けた支援 現状 令和元年度（2019年度） ・高齢者向け住まい（介護サービスを除く）：2,376人 【2,315人】</p> <p>実態調査 令和元年度（2019年度） ・住まいでの困りごと 1位「住宅が古い」17.7%【一】 2位「耐震対策ができていない」15.6%【17.2%】 3位「段差が多い」12.5%【13.3%】（認定者は21.6% 【25.2%】） ・高齢者保健福祉について充実を望む施策 6位「高齢者向け住宅の整備」22.5%【21.3%】</p>
131	文言追加	139	<p>施策の方向2 バリアフリー化の推進 実態調査 令和元年度（2019年度） 高齢者保健福祉について充実を望む施策 「建物・道路など高齢者に配慮したまちづくり」 20.3%【26.8%】</p>	145	<p>施策の方向2 バリアフリー化の推進 実態調査 令和元年度（2019年度） 高齢者保健福祉について充実を望む施策 7位「建物・道路など高齢者に配慮したまちづくり」 20.3%【26.8%】</p>

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
132	文言修正	145	<p>(5) 高齢者福祉施設等における防災・防犯・感染症対策への支援 <u>重点取組</u></p> <p>○水防法及び土砂災害防止法が改正され、主として防災上特に配慮を要する方が利用する施設（要配慮者利用施設）において避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。対象となる全施設において、避難確保計画の作成をめざします。洪水浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にある高齢者福祉施設等が避難確保計画の作成や避難訓練を実施し、利用者の安全確保を図れるよう、関係部局とも連携しながら支援するとともに、適切な指導を行います。</p> <p>（中略）</p> <p>○新型コロナウイルスの感染者が発生した施設において、属する法人内の自助では対応できない状況等が生じた場合に、応援職員を派遣できるよう関係機関と連携します。</p>	150	<p>(5) 高齢者福祉施設等における防災・防犯・感染症対策への支援 <u>重点取組</u></p> <p>○水防法及び土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設において避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されたことから、対象となる全施設において、避難確保計画の作成をめざします。また、対象となる高齢者福祉施設等が避難確保計画の作成や避難訓練を実施し、利用者の安全確保を図れるよう、関係部局とも連携しながら支援するとともに、適切な指導を行います。</p> <p>（中略）</p> <p>○新型コロナウイルスの感染者が発生した施設において、法人内の自助では対応できない状況等が生じた場合に、応援職員を派遣できるよう関係機関と連携します。</p>
133	コラム追加	—	—	150	コラム23 ご存じですか？福祉避難所について追加

第5章 施策の展開 基本目標8 介護サービスの充実・介護保険制度の持続可能な運営

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
134	文言修正	147	施策の方向2 利用者支援の充実 実態調査 令和元年度（2019年度） ・介護や生活支援などの行政サービスの情報収集手段 「市報すいた」29.3%【一】（全体） <u>32.4%</u> 【一】（要介護認定者の介護者）	153	施策の方向2 利用者支援の充実 実態調査 令和元年度（2019年度） ・介護や生活支援などの行政サービスの情報収集手段 「市報すいた」48.5%【一】（全体） <u>29.2%</u> 【一】（要介護認定者の介護者）
135	文言修正	147	施策の方向3 介護サービスの整備 実態調査 令和元年度（2019年度） 高齢者保健福祉について充実を望む施策 「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備」 48.0%【42.4%】	153	施策の方向3 介護サービスの整備 実態調査 令和元年度（2019年度） 高齢者保健福祉について充実を望む施策 2位「特別養護老人ホームなどの介護保険施設の整備」 48.0%【42.4%】
136	文言修正	149	(1) 介護人材確保 策の推進 重点取組 ○介護人材の質の向上と確保・定着を促進するため、介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修、介護福祉士の資格取得に取り組む介護サービス事業者に対する支援として、 介護資格取得支援事業補助金制度 を実施します。	154	(1) 介護人材確保 策の推進 重点取組 ○介護人材の質の向上と確保・定着を促進するため、*介護職員初任者研修や*介護福祉士実務者研修、介護福祉士の資格取得に取り組む介護サービス事業者に対する支援として、 介護資格取得支援事業 を実施します。
137	文言追加	149	(2) 介護サービスの質の向上と介護給付適正化 (略) ○吹田市介護保険事業者連絡会活動への支援や、より多くの介護保険施設等への介護相談員の派遣等を行い、サービスの質の向上につなげます。	154	(2) 介護サービスの質の向上と介護給付適正化 (略) ○吹田市介護保険事業者連絡会活動への支援・連携や、より多くの介護保険施設等への*介護相談員の派遣等を行い、サービスの質の向上につなげます。

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
138	文言追加	151	<p>（2）低所得者支援の充実 ○災害による大きな損害を受けたり、失業や長期入院等で大きく収入が減少した場合など介護保険料の納付が困難になった場合に減免を行います。また、課税状況や収入、資産等の一定の条件を満たす方に対しても、必要に応じて軽減を行います。 ○介護サービスの利用者の中で、低所得で、特に生計困難な方に対して、社会福祉法人がサービスの利用者負担額を軽減した場合に、社会福祉法人に対し助成金を交付します。</p>	157	<p>（2）低所得者支援の充実 ○災害による大きな損害を受けたり、失業や長期入院等で大きく収入が減少した場合など介護保険料の納付が困難になった場合に介護保険料の減免を行います。また、課税状況や収入、資産等の一定の条件を満たす方に対しても、必要に応じて軽減を行います。 ○介護サービスの利用者の中で、低所得で、特に生計困難な方に対して、社会福祉法人がサービスの利用者負担額の軽減を実施した場合に、社会福祉法人に対し助成金を交付します。</p>
139	コラム追加	—	—	157	コラム 24 情報共有連絡サイト「吹田市ケア倶楽部」 追加
140	文言削除	152	<p>（1）地域密着型サービスの整備 ○地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携及び介護離職防止による必要な介護サービス量を算出し、地域密着型サービスの整備に取り組みます。</p>	158	<p>（1）地域密着型サービスの整備 ○地域医療構想に基づく病床の機能分化及び介護離職防止による必要な介護サービス量を算出し、地域密着型サービスの整備に取り組みます。</p>
141	コラム追加	—	—	158	コラム 25 特別養護老人ホーム（特養）の費用はいくらぐらい？ 追加

第6章 介護サービスの見込量と保険料

No.	修正点	計画案（パブリックコメント案）		計画案（第4回推進専門分科会）	
		ページ	現行	ページ	修正案
142	コラム追加	—	—	165	<u>コラム 26 第2号被保険者（40～64歳）の保険料は？</u> 追加
143	文言修正	160	<u>(2) 認定率の状況</u>	166	<u>(2) 認定率の推移及び推計</u>
144	文言修正	163	<u>(3) サービス整備圏域別の認定者の状況</u>	169	<u>(3) サービス整備圏域別の認定者の推移及び推計</u>
145	コラム追加	—	—	179	<u>コラム 27 保険料はいくらぐらい？</u> 追加
146	文言修正	176	<u>①介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）</u>	186	<u>(5) 介護予防・日常生活支援総合事業</u> <u>①高齢者安心・自信サポート事業（介護予防・生活支援サービス事業）</u>
147	文言追加	177	<u>②吹田市民はつらつ元気大作戦（一般介護予防事業）</u> <u>【介護予防普及啓発事業】</u> 今こそ！栄養教室 179人	188	<u>②吹田市民はつらつ元気大作戦（一般介護予防事業）</u> <u>【介護予防普及啓発事業】</u> 今こそ！栄養教室 <u>8回</u> 179人

<その他主な変更点>

- ・介護保険事業状況報告（令和2年9月月報）を踏まえた被保険者数、要支援・要介護認定者数、介護サービス見込量の修正等
- ・第1号被保険者の介護保険料の推移及び所得段階別保険料額の追加

全体にかかる修正

- ・第5章における「太字・下線」の強調箇所を見直し
- ・用語集に掲載する単語については「*」の表記に変更
- ・「～していきます」という記載は「～します」に修正
- ・その他軽微な文言修正
- ・国という記載を「全国」に、府という記載を「大阪府」に修正